## 県内事業者緊急支援の強化について [追加補正案]

県独自の緊急事態宣言(令和3年8月11日発令)により、大きな影響を受けている県内全域の<u>すべての業種</u>の中小企業・小規模事業者に、<u>10万円</u>を支給

さらに、国の<u>「まん延防止等重点措置」の適用の影響</u>を受け、<u>一定の要件を満たす</u>場合は、**10万円**を上乗せして支給

- 〇対象
  - 県内の中小企業・小規模事業者
  - ※時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く
- 〇主な支給要件
  - <従来額>

令和3年8月または9月の売上が、前年または前々年の同月 売上と比較して50%以上減少していること

<上乗せ額>



以下の要件をいずれも満たすこと

- ①令和3年8月<u>及び</u>9月の売上が、前年または前々年の同月 売上と比較していずれも50%以上減少していること
- ②<u>減収前の</u>8月及び9月の<u>売上合計額が20万円以上</u>であること
- ※①、②いずれも、比較対象は同年の8月及び9月に限る。

 1 8月及び9月の売上が、いずれも50%以上減少

 上乗せ
 ただし、減収前の売上合計額が20万円以上

 上乗せ10万円

 8月または9月の売上が、50%以上減少

 従来額10万円

問い合わせ先:商工政策課 商工団体担当 電話 0985-44-2615